

家事調停申立書

東京家庭裁判所 御中

平成19年12月3日

申立人代理人弁護士 五 箇 権兵衛

〒040-0032

東京都中央区銀座原宿六本木バギー・トップにヒップポーンビル1階

さくらんぼ法律事務所（送達場所）

原告兩名訴訟代理人弁護士 五 箇 権兵衛

電 話 03-§§§§-9819

FAX 03-§§§§-9740

当 事 者

申立人

氏 名 西園寺 世界（サイオンジ セカイ）
本 籍 東京都江東区三好五丁目1番
住 所 〒135-0022 東京都江東区三好5丁目1番1
生年月日 昭和61年12月7日

相手方

氏 名 伊 藤 誠（イトウ マコト）
本 籍 東京都江東区三好六丁目3番
住 所 〒135-0022 東京都江東区三好6丁目3番2
生年月日 昭和61年10月16日

申立ての趣旨

相手方は、申立人の胎児の認知届出をする
との調停を求める。

申立ての理由

第1 当事者について

申立人及び相手方はいずれも榊野学園に在籍する学生であり、同じ1年3組

に属する級友である。

第2 事実経過

- 1 相手方は、従前より同じ榊野学園に通う申立外桂言葉（以下、「桂」という）に恋慕の情を抱いていた。なお桂の所属学級は1年4組であり、また通学時は相手方と同じ湾岸新線という鉄道を用いていた。
- 2 相手方は、以前から榊野学園に伝わる「好きな相手の写真を自分の携帯電話の待ち受け画面に設定し、そのことを誰にも知られずに3週間隠し通したら、その相手と結ばれる」というおまじないを、平成19年7月初頭より実行した。しかし、1日目にして偶然申立人に発見された。
- 3 相手方からおまじないのことを聞き、不憫に思うとともに自身の責任を感じた申立人は、相手方の相談に乗り、相手方と桂との関係を取り持つようになった。
- 4 申立人の協力の甲斐あって相手方と桂は男女交際を開始するようになったが、相手方も桂との交際を始める前、あるいは交際を始めた後に桂との関係について申立人への相談を重ねるうちに、両名はお互いに対して情欲の念を抱くようになり、平成19年7月下旬ころに、肉体関係を持った。
- 5 その後同年8月以降は申立人と相手方はほぼ毎日のように継続的に肉体関係を持つようになり、相手方も桂とは疎遠になっていった。この頃結んだ肉体関係により、申立人は相手方との間に本件申立てに係る胎児を授かった。
- 6 同じころ相手方は桂と別れて、申立人との交際を開始した。しかし桂は自分と相手方との関係を取り持っていた申立人に相手方を「略奪」されたような格好になったことに激しく動揺し、相手方に対するストーカー行為を行うようになった。
- 7 桂からのストーカー行為に悩んだ相手方は、申立人と交際を始めたことが原因で桂がストーカー化したと短絡的に考え、申立人と距離を置くようになった。また同じころ相手方は現実から逃避するかのように榊野学園の他の様々な女学生と情交関係を結び、申立人のことを顧みなくなった。
- 8 結局、疎遠になった申立人と相手方の交際関係は終了した。またその後相手方は桂とのよりを戻したようである。

第3 申立人の胎児の父が相手方であることについて

- 1 申立人は平成19年12月3日現在妊娠10週から12週ほどの胎児を宿しており、逆算すると受精時期は平成19年8月頃となる。この時期に申立人は相手方と肉体関係を結んでいる。なお性行為の際、申立人は毎回自分も相手方も未だ学生であることを鑑みて、コンドームの着用等十分な避妊の措置を講じるように申し向けていたが、相手方がこれを強く拒むこ

とも多く、コンドームが着用されずに単に膣外射精がされるだけということも頻繁にあった。

- 2 また申立人は相手方以外の男性と肉体関係を持ったことはない。
- 3 以上から、申立人の胎児の父は相手方以外に考えられない。
- 4 相手方がこの点を認めないのであれば、DNA鑑定によって黒白をつけるべきである。

第4 前記の通り相手方は当初桂と交際しておきながら、申立人と継続的な肉体関係を持つようになり、桂がストーカー化すると申立人とも別れて現実逃避の末に他の複数の女子生徒と肉体関係を持って、更には桂ともよりを戻すなど、その性関係は乱脈を極めている。

相手方の強い要望により十分な避妊の措置がとれなかった結果、本件の胎児を妊娠するに至ったにもかかわらず、相手方は申立人を顧みることなく、申立人が妊娠の事実を告げても逆上して同人を怒鳴りつけるなど、全く誠意ある対応が見られない。

そのため、申立人はやむなく本調停の申立てに及んだものである。

付 属 書 類

1 戸籍謄本	1 通
2 住民票	1 通
3 委任状	1 通

以 上